

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。</p> <p>保護者からの保育の必要性の認定の申請※を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。また、保育所を利用する場合は、保育料の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>【教育・保育給付】 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>【施設等利用給付】 保護者の世帯状況や対象児童の年齢から、認定有無を決定し、通知する。 保護者又は事業所からの施設利用に伴う請求情報を取り込み、支払いを行う。</p>
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収滞納システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム 6. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)収滞納ファイル (3)子育て支援幼児教育無償化ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (13の項)</p>
----------------	---

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども支援部 こども保育課、こども政策課
②所属長の役職名	こども保育課長、こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
教育委員会 学務課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 こども支援部 こども保育課 こども政策課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6245

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠)第10条の3、第59条の2</p>	事後	
平成29年3月30日	②所属長	佐藤 公子	織田 泰輔	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年3月24日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年3月24日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	I. 3. 法令上の根拠	・別表第一省令第8条	・別表第一省令第8条、第68条	事後	
平成31年3月29日	②所属長	織田 泰輔	子育て支援課長	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年12月25日	2. 特定個人情報ファイル名	(1) 幼保認定ファイル (2) 保育ファイル (3) 収滞納ファイル	(1) 子育て支援ファイル (2) 収滞納ファイル	事後	
令和1年12月25日	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
令和1年12月25日	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
令和1年12月25日	I. 6. 他の評価期間		教育委員会 学務課	事後	
令和3年1月28日	II. 1. いつ時点の計数か	令和元年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年1月28日	II. 2. いつ時点の計数か	令和元年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年6月14日	I. 5 ① 部署	健康こども部 子育て支援課	こども支援部 こども保育課	事後	
令和3年6月14日	I. 5 ② 所属長の役職名	子育て支援課長	こども保育課長	事後	
令和3年6月14日	I. 8 連絡先	健康こども部 子育て支援課	こども支援部 こども保育課	事後	
令和3年6月14日	I. 1 ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収滞納システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 収滞納システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム	事前	
令和3年6月14日	I. 2 特定個人情報ファイル名	(1) 子育て支援ファイル (2) 収滞納ファイル	(1) 子育て支援ファイル (2) 収滞納ファイル (3) 子育て支援幼児教育無償化ファイル	事前	
令和3年6月14日	I. 2 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。</p> <p>保護者からの保育の必要性の認定の申請※を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。また、保育所を利用する場合は、保育料の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>※申請には、幼稚園のみを希望の場合は1号認定申請、幼稚園と保育所の両方を希望(併願)または保育所のみを希望の場合は、入所申込児童の年齢によって2号認定申請又は3号認定申請に分かれる。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づき、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。</p> <p>保護者からの保育の必要性の認定の申請※を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。また、保育所を利用する場合は、保育料の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>【教育・保育給付】 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。</p> <p>【施設等利用給付】 保護者の世帯状況や対象児童の年齢から、認定有無を決定し、通知する。 保護者又は事業所からの施設利用に伴う請求情報を取り込み、支払いを行う。</p>	事前	

